

(案)



岡 貨 審 第 号
令和4年10月28日

岡 山 労 働 局 長
成 毛 節 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月5日付け岡労発基0705第4号及び8月2日付け岡労発基0802第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づきそのまま答申する。

別 紙



岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- (2) 家庭用エレベータ製造業
- (3) 冷凍機・温湿調整装置製造業
- (4) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
- (6) 縫製機械製造業
- (7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
- (8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
- (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- (10) 真空装置・真空機器製造業
- (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- (12) 事務用機械器具製造業
- (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (15) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(13)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間972円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり